

ごみ焼却処理施設 維持管理記録（令和6年度）

1 焼却施設の状況

	測定項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
1号炉	ごみ焼却量(t) 種類:可燃ごみ、し渣、脱水汚泥	—	2,439.77	2,510.52	1,594.72	—	—	2,265.72	1,505.37	1,146.37	2,484.66	2,569.84	2,306.72	2,417.93	21,241.62
	炉出口ガス温度(℃)	800℃以上	1,076	1,062	1,037	—	—	897	1,048	1,014	1,061	1,074	1,062	1,049	—
	集じん器入口燃焼ガス温度(℃)	200℃以下	158	160	155	—	—	159	159	158	164	162	163	160	—
	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)	30ppm以下	9.3	9.4	10.3	—	—	10.3	10.5	13.7	5.3	4.7	5.3	4.7	—
2号炉	ごみ焼却量(t) 種類:可燃ごみ、し渣、脱水汚泥	—	—	366.74	2,403.42	2,525.62	2,516.43	2,371.70	180.28	1,995.42	—	—	—	—	12,359.61
	炉出口ガス温度(℃)	800℃以上	—	884	1,015	1,020	1,025	998	1,017	1,053	—	—	—	—	—
	集じん器入口燃焼ガス温度(℃)	200℃以下	—	151	157	163	164	161	159	162	—	—	—	—	—
	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)	30ppm以下	—	6.7	5.9	7.6	9.4	7.2	6.3	5.3	—	—	—	—	—

※炉出口ガス温度、集じん器入口燃焼ガス温度、排ガス中的一酸化炭素濃度は、運転月報の24時間/日の運転データの平均値です。

2 冷却設備及び排ガス処理装置に堆積したばいじんの除去を行った年月日

	測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	冷却設備	堆積したばいじんは、焼却施設の稼働時は自動で除去されます。											
	排ガス処理設備												
2号炉	冷却設備												
	排ガス処理設備												

※排ガス処理設備については、休炉点検時に堆積したばいじんを除去。

3 排ガス中のダイオキシン類の濃度

測定項目	基準値	1号炉	2号炉
排ガスの採取年月日		令和6年5月17日	令和6年7月22日
測定結果の得られた年月日		令和6年6月6日	令和6年8月8日
排ガス中のダイオキシン類濃度(ng-TEQ/m ³ N)	0.1以下	0.0025	0.00013

※ダイオキシン類濃度は1回/年、分析機関による検査を実施しています。

4 排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度

	測定項目	基準値	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	5回目	6回目
1号炉	排ガスの採取年月日		令和6年4月16日	令和6年5月17日	令和6年9月18日	令和6年10月11日	令和6年12月18日	令和7年1月15日	令和7年2月21日
	測定結果の得られた年月日		令和6年4月30日	令和6年5月30日	令和6年10月1日	令和6年10月24日	令和6年12月25日	令和7年1月27日	令和7年3月5日
	ばいじん濃度(g/m ³ N)	0.02以下	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満
	硫黄酸化物排出量(ppm)	30以下	0.7未満	0.7未満	0.7未満	0.6	0.7未満	0.7未満	0.7未満
	窒素酸化物濃度(ppm)	100以下	34	32	34	24	27	40	28
	塩化水素濃度(mg/m ³ N)	50以下	8	3	2	5	2	2	3
2号炉	排ガスの採取年月日		令和6年6月12日	令和6年7月22日	令和6年8月20日	令和6年9月18日	令和6年11月13日	—	—
	測定結果の得られた年月日		令和6年6月24日	令和6年8月5日	令和6年9月2日	令和6年10月1日	令和6年11月25日	—	—
	ばいじん濃度(g/m ³ N)	0.02以下	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満	—	—
	硫黄酸化物排出量(ppm)	30以下	0.7未満	0.7未満	0.7未満	0.7未満	1	—	—
	窒素酸化物濃度(ppm)	100以下	46	43	30	36	24	—	—
	塩化水素濃度(mg/m ³ N)	50以下	5	0.7	3	4	2	—	—

※ばい煙濃度、窒素酸化物濃度、塩化水素濃度は6回/年(1回/2ヶ月)、分析機関による検査を実施しています。

※ばいじん濃度・窒素酸化物濃度・塩化水素濃度の基準値と測定結果は、酸素12%換算値です。